平成３１年

第１回定例会

会　議　録

（第３号）

平成３１年３月１４日

平成31年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会
（第３号）

◎　期日及び場所

平成 31 年 3 月 14 日（木）　午前 10 時 00 分　江差町役場　議場

◎　議事日程

〔教育長　行政報告〕

日程第　１　議案第６号～議案第２９号
平成３１年度江差町各会計予算並びに関連議案中

□　建設水道課　所管分

○議案第１０号	平成３１年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
○議案第１４号	平成３１年度江差町水道事業会計予算について
○議案第２１号	江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

□　教育委員会（学校教育課・社会教育）　所管分

○議案第１３号	平成３１年度江差町奨学金特別会計予算について
○議案第２５号	指定管理者の指定について

日程第　２	議案第１５号	江差町財政調整基金の処分について
日程第　３	議案第１８号	消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定について
日程第　４	議案第１９号	江差町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　５	議案第２０号	江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　６	議案第２１号	江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　７	議案第２３号	江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　８	議案第２４号	指定管理者の指定について

日程第　９	議案第２５号	指定管理者の指定について
日程第１０	議案第２６号	指定管理者の指定について
日程第１１	議案第２７号	指定管理者の指定について
日程第１２	議案第２８号	指定管理者の指定について
日程第１３	議案第２９号	指定管理者の指定について
日程第１４	議案第　６号	平成３１年度江差町一般会計予算について
日程第１５	議案第２２号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第１６	議案第　７号	平成３１年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
日程第１７	議案第　８号	平成３１年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第１８	議案第　９号	平成３１年度江差町介護保険特別会計予算について
日程第１９	議案第１０号	平成３１年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
日程第２０	議案第１１号	平成３１年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
日程第２１	議案第１２号	平成３１年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
日程第２２	議案第１３号	平成３１年度江差町奨学金特別会計予算について
日程第２３	議案第１４号	平成３１年度江差町水道事業会計予算について
日程第２４	諮問第　１号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第２５	諮問第　２号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第２６	発議第　１号	全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について
日程第２７	発議第　２号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出について
日程第２８	発議第　３号	妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出について
日程第２９	発議第　４号	農林水産物・食品輸出力強化を求める意見書の提出について
日程第３０	発議第　５号	食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の提出について
日程第３１	発議第　６号	北海道指定有形民俗文化財横山家の現状に関する事務調査ついて

◎　出席議員（１２名）

議　　　　　長	打　越　東亜夫
副　議　長	小笠原　淳夫
議　　　　　員	薄　木　晴　午
〃	飯　田　隆　一
〃	室　井　正　行
〃	萩　原　　　徹
〃	小　梅　洋　子
〃	塚　本　　　眞
〃	西海谷　　望
〃	若　山　明　廣
〃	小野寺　　真
〃	小林くにこ

◎　出席説明者

町　　　　　長	照　井　誉之介
副　町　長	田　畑　　　明
教　育　長	太　田　　　誠
総　務　課　長	木　村　　　晃
財　政　課　長	斉　藤　敏　己
まちづくり推進課長	出　﨑　雄　司
町民福祉課長	岸　田　礼　治
健康推進課長	白　鳥　智　子
建設水道課長	岸　田　雄　治
追分観光課長	大　坂　敏　文
産業振興課長	大　杉　則　明
税　務　課　長	安　田　克　臣
ひのき荘荘長	梅　川　年　代
出納室室長	岸　田　真由美
学校教育課長	中　川　　　智
社会教育課長	尾　山　　　徹
総務課主幹	竹　内　　　強
まちづくり推進課主幹	畑　　　竜　哉

（議会事務局）

局　　　　　長	清　水　直　樹
書　　　　　記	森　　　直　彦

開　会　１０：００

（議長）
おはようございます。

（「おはようございます。」の声）

（議長）
ただいまの出席議員は、１１名です。
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

（議長）
本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
次に、教育長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。
「教育長」。

「教育長」（行政報告）
おはようございます。
姥神大神宮渡御祭の北海道無形民俗文化財指定についてご報告を申し上げます。
平成３１年３月１３日に開催されました北海道教育委員会において、姥神大神宮渡御祭が北海道無形民俗文化財の指定を、決定した旨、昨日、道教委から連絡がございました。正式には、平成３１年３月１９日付け北海道教育委員会公報において、告示されることとなっております。
指定理由についてでございますが、祭りの由来、内容等において、地域的特色も豊かであり、本道におけるきょっけい的な風俗慣習として、その在り方や変遷を理解する上で、特に重要なものであるというものであります。北海道内において、風俗慣習の分野における無形民俗文化財の指定は初めてであります。
また、道無形民俗文化財の指定を受けている文化財は全部で６件ですが、うち５件が江差町内に所在しております。姥神大神宮渡御祭が道指定を受けることにより、北海道で７件中、江差町だけで６件の道無形民俗文化財が指定となります。これにより、江差町内における道指定文化財の数は有形無形を合わせて１２件となりました。この度の姥神大神宮渡御祭の道指定ですが、祭典協賛実行委員会を始め、神社関係者の皆様や各町内山車保存会の皆様など、江差町民全体で伝統文化を守り継いできた成果であります。是非、町民全体で道指定の喜びを分かち合いたいと存じます。
以上、報告を申し上げます。

（議長）

以上で、行政報告を終わります。
暫時、休憩致します。

※休憩中

（議長）
休憩を閉じて、再開致します。
昨日に引き続き、提案説明がありました、平成３１年度各会計予算並びに関連議案について、各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受けることと致します。

（議長）
日程第１、議案第６号から議案第２９号、平成３１年度江差町各会計予算並びに関連議案中、建設水道課所管の予算及び関連議案について、一括補足説明を求めます。
「建設水道課長」。

「建設水道課長」（補足説明）
おはようございます。

（「おはようございます。」の声）

「建設水道課長」（補足説明）
それでは、私の方からですね、建設水道課所管に係ります案件につきまして、一般会計の他、議案第１０号の公共下水道特別会計、議案第１４号の水道事業会計及び、議案第２１号の条例改正までとなりますので、宜しくお願い申し上げます。
それでは、一般会計の歳出から説明申し上げます。こちらにつきましては、新規事業主要事業に絞りましてご説明申し上げます。予算書は、１００頁から１１１頁でございます。８款土木費の１項土木管理費、２項道路橋梁費、３項河川費、５項都市計画費及び６項の住宅費の一部が歳出予算の科目となります。予算資料については、１６頁から１７頁でございます。まずは、資料番号２４０番、土木総務費の道路改良工事等の積算業務でございます。こちらにつきましては、社会資本整備交付金事業等、主要な工事のですね、積算業務にかかります委託経費でございます。次に資料番号２４２番、道路新設改良費の町道南が丘団地２２号通り、及び砂川４号通り道路改良工事でございます。定例会資料は、２１頁の資料№１２でございます。南が丘団地２２号通りにつきましては、平成３０年度におきまして、土地買収と道路整備に支障となります、南浜第１団地の町営住宅２棟の解体工事を完了してございます。本年度につきましては、道路改良工事に着手致しまして、単年度での完成を目指すものでございます。また、砂川４号通りにつきましては、平成３０年度で一部工事を着手してございまして、本年度につきましても引き続き工事を実施するものでございます。いずれの工事につきましても、社会資本整備総合交付金事業を活用して、実施しているものでござい

ます。
次に、資料番号２４３番、町道南が丘小学校線道路改良工事でございます。定例会資料は、２２頁の資料№.１３でございます。平成３０年度から、公共下水道の環境整備と併せまして、実施しております道路改良工事でございまして、本年度につきましても、引き続き実施するものでございます。工事延長につきましては、３７３．３メーターを予定している所でございます。
次に、資料番号２４４番、道路維持費の橋梁長寿命化修繕対策でございます。定例会資料２３頁の資料№.１４でございます。本年度につましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、３か所の橋梁を予定している所でございます。まず、第３椴川橋でございますが、平成３０年度におきまして、橋梁の現地調査を実施しました所、橋梁の上部工、下部工伴に腐食劣化が著しく、比較設計及び関係機関との協議を重ねた結果、掛け替えが必要となったものでございまして、今年度につきましては、橋梁掛け替えに係ります、実施設計等を行うものでございます。次に、問屋橋２号でございます。こちらにつきましては、平成３０年度に上部工の一部を修繕工事を実施している所でございますが、本年度につきましても、引き続き上部工と下部工の橋梁修繕工事を実施するものでございます。３橋目の南が丘歩道橋につきましては。先程、説明致しました、南が丘団地２２号通りの完成橋梁開始後に、解体撤去を実施するものでございます。
次に、資料番号２４９番、車両管理の除雪ドーザー整備でございます。定例会資料は、２４頁の資料№.１５でございます。平成９年度に購入しました除雪ドーザーでございますが、２２年を経過し、修繕費の増加や稼働にも一部支障を及ぼす事象も発生しております事から、更新を行うものでございます。更新に当たりましては、社会資本整備総合交付金を活用致しまして、実施するものでございます。
次に、資料番号２５１番、河川総務費の普通河川陣屋川護岸改修でございます。定例会資料は、２５頁の資料№.１６でございます。町営住宅の円山第２団地に隣接致します陣屋川でございますが、既設護岸の劣化による、損壊等が著しい事から、改修工事を実施するものでございます。
次に、資料番号２５８番、都市計画総務費の都市計画マスタープラン立地適性化計画策定でございます。こちらにつきましては、平成２９年度から３か年計画で進めている事業でございまして、本年度の計画策定完了に向けて、取り組む内容でございます。
次に、資料№.２５９番、都市計画総務費の建設工事等管理支援でございます。江差北中体育館屋根等改修や、新陣屋団地３号棟などの主要工事の工事管理支援に係ります、委託経費でございます。
次に、資料番号２６３番、都市整備事業の花のまちづくり推進でございます。住民参加によります、花によるまちづくりの推進事業と致しまして、講習会やワークショップなどの、開催を、開催に係る経費でございます。歳入、次に歳入でございますけども、予算書は２６頁からとなりますが、昨年度と大きな変更点ございませんので、詳細については割愛させて頂きます。
以上が、建設水道課所管の一般会計予算でございます。

次に、議案第１０号の公共下水道特別会計の予算についてご説明を申し上げます。こちらにつきましては予算書の方になります。まずは、歳出予算でございますが、予算書は２３８頁から２４１頁でございます。科目につきましては、２項施設管理費の１目環境管理費、１５節工事請負費の五勝手中継ポンプ場扉改修でございます。五勝手中継ポンプ場の出入り口の扉が劣化による、劣化に伴う破損によりまして、施錠が出来ない状況となっている事から、改修を行うものでございます。

次に、同じく２項施設管理費の２目下水道管理センター費、１３節委託費の委託料の中のストックマネージメント計画、下水道管理センター他、機器改築修繕実施設計委託でございます。ストックマネージメント計画に基づきます機器類の改築修繕でございまして、下水道管理センターの中央監視装置などの改築修繕に係ります、実施設計を行うものでございます。

次に、３項事業費の１目公共下水道施設費、１５節工事請負費の中の江差１号枝線汚水管渠新設工事でございます。定例会資料は２２頁の資料№.１３でございます。こちらにつきましては、先程、一般会計でもご説明申し上げました通り、南が丘小学校の道路改良工事に合して実施しております、環境整備でございまして、本年度につきましては、管渠延長３４８メートルを整備するものでございます。

次に、歳入でございますけども、公共下水道事業の歳入につきましても、例年と大きく変わった点はございませんので、詳細につきましては割愛させて頂きます。以上が公共下水道特別会計の予算でございます。

続きまして、議案第１４号の水道事業会計予算についてご説明申し上げます。こちらにつきましても、新規主要事業につきまして、ご説明申し上げます。水道事業の新規事業と致しましては、低区排水管、国道の津花地区の老朽管の敷設替え工事を実施することとしておりまして、延長が１２０メーター、事業費と致しましては、９６５万２千円を計上している所でございます。次に、五厘沢浄水場の休止に向けた計装設備等の移設設計費と致しまして、３８５万円を計上している所でございます。また、平成２９年度から４か年計画で実施しております、田沢の排水地から江差北小中学校迄の排水管の耐震化工事でございますけども、平成３０年度に引き続き、国道２２９号線の柳崎橋から、同じく国道２２９号線の鰔川、鰔川橋の迄の約７５０メートルの排水管の耐震化をするものでございます。事業費につきましては、既設管の撤去費も含めまして、３,７４６万円を計上している所でございます。建設水道課所管の予算につきましては、以上でございます。

最後に、議案第２１号の江差町の水道の布設替え工事監督者の配置基準、及び資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。議案の１１５頁、定例会資料は６６頁から６８頁となります。こちらにつきましては、平成２９年度の学校教育法の一部が改正された事によりまして、専門職大学制度が創設され、平成３１年４月から施行される事に伴って、当該条例の、条例につきましても改正が必要になりました事から、一部を改正するものでございます。変更内容につきましては、定例会資料の６６頁から６８頁の新旧対照表の通りでございますので、宜しくお願い申し上げます。

以上が、建設水道課所管の案件に係ります、説明になりますので宜しくお願いします。

（議長）
説明が終わりました。質疑を許します。
質疑希望ありませんか。
「小野寺議員」。

「小野寺議員」
二つお聞きします。一つがきれいな町づくり推進、それと花の町づくり推進の関連も含めてちょっとお聞きしたいと思います。二つ目が、工事発注の関係ですが、分離発注、分割発注の関係について、１、２お聞きしたいと思います。
それでまず最初に、いわば花の問題でしょうか。一般質問でも西海谷議員からもありました。その関連にもなるかなと思います。先ほど予算の、新年度予算ということで、この件でいえば二つ、先程も言いましたが、これまでの継続事業、きれいな町づくり推進と、花壇作りの関係ですね。それから、新年度の事業として花の町づくり推進と。二つの事業があります。トータルとして、分かり易く言うと、町長もこの間言っておりましたその花いっぱい運動と言いますか、花を活かした町づくり。それで観光にも、観光客にも呼び寄せると、そういう大きなデザインがあろうかと思います。それで、西海谷議員の一般質問にもありましたけれども、この問題は、この関連は、美しい村連合、日本遺産、北の江の島構想、これも連動するということで、一般質問の質疑でもありました。私も同様な観点から三つこの点でお聞きします。
まず一つは、先程も言いましたが、従来からの、いわば各町内会に今助成して花壇などの整備という部分の綺麗な町づくり推進というのがあります。それからもう一つ、これが質疑でもありました花の町づくり推進、新しい事業であります。それぞれ答弁にもありましたけれども、それぞれのこの間の経過、それから新規事業としてありますが、それぞれの独自性、そして関連性もあるのかなと思います。その点についてちょっとお聞きしたい。これからの町づくりの展開という点では、昨日も商工観光でもやり取りさせてもらったんですが、本当に戦略的な取り組み、事業展開が必要なのではないのかなと、そういう点で二つの事業の独自性、関連性についてお聞きしたい。これが一つ。
それから二つ目。先ほどもちょっと言いましたが、いわば美しい村連合、直接事務局は商工観光なのかもしれませんが、今のこの花の問題。美しい江差をつくるという点で、本当に花というのは、私は、万国共通というか、誰もがそれは共通認識だろうと思うんです。そういう意味で先ほど戦略的な側面って言ったんですが、観光という側面、我々も江差から出て函館から出入りすることも含めれば、江差に、江差から出る、江差に入る、ま、直接は江差に入るイメージの方が強いかもしれませんが、昨日の繰り返しになりますけれども、例えば、厚沢部から江差に入る柳崎から、下町の方に抜ける、あの国道沿い、これはこれでやっぱりきちっと、ああ江差は綺麗だなと、それは花には限らないのかもしれませんけれども、今の事業でいうと、本当に花いっぱいという点で、そういう意味での戦略的な側面と、今の点でいうとどうしても国道、まあ民地もあるのかもしれませんけれども、国道との関連、国道の特に歩道、やはり開発建設部との連携という中での花壇作り、これはこれでしっかりとした

位置付けに、私はなると思うんです。その点についてどう考えているのか、二つ目としてお聞きしたい。

それで最後です。この点で。それにしても、全てが町で、財政、お金を出してということには当然ならないというのも、私も承知してるつもりです。従来の町内会と協力してという側面も当然あると思います。改めて、行政、町民が一体となった取り組みという点で、新たな町づくり等々のことを考えた場合は、この間なかなか私はどうもね、単発というか、しっかりとした太い線が、幹がなかったような気もするんです。で、改めてこの二つ、今揃いますので、制度設計、しっかりとしたもの作る。で、その点でいえば、単に予算補助、予算事業という位置付けではなくって、しっかりとしたものという事で、分かり易いのは、やはり条例ですよ。よく余所の町である花いっぱい何々条例とかですね、まあ美しい町となるとそれ以外のこともありますけれども、そういうようなしっかりとした町の、行政の位置付けを目に見えるものにしながら、そういう補助事業を担保していくと、そういう制度設計、形づくりが必要ではないのかなという気します。この点で三つお聞きしました。

それから大きい二つ目です。公共工事、最近私質問で取り上げてなかったので、少し総括的なことをお聞きしたいと思います。分離発注、分割発注についての、江差町の考え方をお聞きしたいと思います。分かり易く言うと分離発注、いろいろ専門的な業種とかですね、専門的な工種に分けて発注するやり方、分離発注。それから同一業種、同一工種分けて二つ三つ分けて発注する。分割発注。いろいろ自治体では、要綱等を作って本当に苦労しながら、やってるという実態があります。で、そういう前提で三つお聞きします。

まず今お話しした、こういうやり方について、江差町、改めて基本的なことをお聞きしたいと思うんですが、江差町としての分離、分割発注。なかなか分割というのは、そんなに大きなものというのは難しいかもしれません。分離発注だと、それぞれ検討の余地がある部分は過去あったと思うんです。基本的な考え方、で、それを担保する何か要綱等のものがあるのかないのか。まず基本的なことを一問目としてお聞きしたい。

で、それを前提になんですが、二つ目に、昨年、私ぱあっと調べて間違いがあれば、ちょっと指摘してほしいんですが。こういう分離発注に何か論議するとすれば、やっぱり分かり易いのでいうと、屋根と外壁等を一緒に工事として出るという部分。で、去年南ヶ丘第三団地を３本の工事契約あったんじゃないかなと、ちょっと違ってれば言って頂きたいんですが。で、その事業は、工事は、先程言いました外壁と屋根と一対となった工事ですので、そうすると、これはさっと見たら一括というか、１本で発注でした。それはそれでいいんですけれども。先程言った、それを進めるうえにおいて、分離発注という検討も内部としてあったのかなかったのか、そこらへんもちょっと教えてもらいたいなと。

で、最後ですが、新年度もなかなか工事発注というのは、本当に額が少ない中で、当然、分離発注ということも検討する余地があるのではないのかなという事業が、新規で出ております。担当発注課として、基本的にこの新年度、分離発注の件について、ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。以上です。

（議長）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
「建設水道課長」。

「建設水道課長」
小野寺議員の方から、大きく２項目６点に渡っての質問でございます。順次一つずつお答え申し上げたいと思います。
まず、花による町づくりの推進でございますけども、一番目にまず、これまでの既存事業と今回の事業の、ま、独自性、関連性というご質問でございました。基本的にはですね、この二つの事業の目指す方向とすれば同じ方向を向いてると私は認識してございます。これまでの町内会に行って参りました植花補助事業でございますけども、これは町内会活動の中で、各町内会が独自に取り組んでいる部分に対しての助成制度でございます。それから、今回やる、この花による町づくりの推進でございますけれども、町の景観、あるいは観光振興等の観点を踏まえてですね、町民が主体となって取り組みを行う仕組み作りをするのが、この事業だろうというふうに考えてございます。最終的にはこれは一本化できればいいだろうなというふうに、現段階では考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
それから、厚沢部から江差に入ってくる国道沿いの、特に歩道含めたその関連機関との連携という話でございますけれども、私も具体的に調べているわけではございませんけども、全国の事例なんかを見ますと、ボランティアサポートプログラムによります一環でですね、沿線の町内会、あるいは企業等との連携によって花壇整備をしているという事例があるという風に認識してございます。町内においてもですね、道道の江差停車場線の北前坂ですか、あそこにも歴まち商店街だとか商工会がボランティアで花壇整備を行ってる現状がございます。現段階では国道のですね、花壇整備の要請ということは、まだまだ考えておりませんけども、今後町内での、この気運の高まりであるとかですね、この事業の広まり方によっては、関係機関等にも要請して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
それから三番目が、制度設計、それから条例が必要なんではないかという質問でございますけども、確かに議員ご指摘のですね、制度設計というものは必要だというふうに考えてございます。先ほどの答弁もありましたようにですね、新年度において、住民が主体的に取り組んで頂ける仕組み作りが非常に大事だろうなというふうに、私自身も考えているところでございます。現段階ではですね、まずは条例制定、条例の整備までは考えてませんけども、今後のこの事業の広がりだとか、によってはですね、そういうものもきちんと整備をしなければならない可能性はあるんではないかなというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
それから、大きな二番目の、公共工事の分離発注、分割発注の基本的な考え方でございます。町の方でもですね、まず分離発注、分割発注、同一工事で同一等級、ランク付けが同じ工事で、複数の工事が同じ日に入札がある場合、いわゆる先ほどいいました南ヶ丘第三団地、去年あたりもあった工事ですけども、これにつきましても、１抜け方式という入札方式を採用してござまして、同じランクで入札を同日の日に行う場合はですね、例えば３本か４本あ

る工事については、１本目落札した業者については、２本目以降失格となるという、いわゆる受注機会の拡大ということで、その要綱は、要領はですね、整備してございます。

あと分離発注ですけども、先程いった屋根、外壁、他に関連する工事と分けて出すという工事の内容ですけども、特に建築工事のですね、新築工事、例えば新陣屋団地なんかについては、建築主体、それから電気主体、それから機械設備ということで三つに分けてですね、発注している例があります。基本的には専門的な技術の提供を受けるとか、それから先ほど言いました分離発注、分割発注することによって、受注機会の拡大を図るという観点でですね、基本的には、分けれるものについては分けたいなというふうには考えてはございますけども、その工事内容によってはですね、例えば建築のウエイトがもう８割、９割を占めてるようなものであれば、それに一括して出すこともございますし、分けることによって経費が、工事の経費が増すような場合もありますので、そういう部分については、一括で発注しているケースもございます。でありますので、その工事の内容を見ながらですね、今後についても、今の説明のとおりの発注をしていきたいというふうに考えてございます。

それから南ヶ丘第三団地の工事ですけども、これは所管的には財政の方になりますけども、これも１抜け方式では発注してございます。この工事につきましてはですね、たしか一括で、分離はしないで出してると思いますけども、内容についても分けることによって、先程言ったとおりですね、工種のウエイトでありますとか、それから行程的な問題ですりあわせが大変だということで一括で発注しているものでございます。

それから最後に、今後の考え方ということですけども、総じて申し上げますと、先程言うようにですね、その工事工事に、ケースを見ながらですね、分離できるものは分離して、発注していきたいなということで考えてございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

（議長）

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

１問目の、一つ目の花いっぱいの関係ですね。課長分かりました。今後の方向性分かりました。ただ、今後の方向性について、考え方について一つだけちょっとお聞きしたいなというふうに思ったんですが、江差で、こういうなんというんでしょうか、環境というか、特に樹木、草花の関係で、制度設計でいうと、前にも一度取り上げたことがあるんですが、いわば、木ですね、あと緑化というか、江差町緑の環境づくりに関する条例、これ所管建設課、どこですか。まあいいや、いいです。いいです。いずれにしても、草花、樹木、緑化、ある意味、人が見る目については、美しいなという側面は、制度設計も含めて一体となるものだと思うんですよ。ですから、今後の課題として、花の側面がこれから地域の皆さんと協働したりとか、場合によっては国道が大きな主になるものになるとすれば、国道との、開発建設部との関連もこれからきっと出てくる、間違いなく出てくるんじゃないかなと思いますが、それにしても、見た目、きれいだなという点では、この既に作られている条例、樹林等の保

護、緑化の推進、そして草花ということは一体となって今後検討することになるんじゃないのかなという気がします。その点もし、課長コメントがあればもらえればなと思います。
で、二つ目の公共工事の関係なんですが、ちょっと二つお聞きします。私先ほど質問の１問目に、確かに１抜け、私よく分からんかったんですが、入札等、入札者及び入札結果一覧表ということで、引っ張ったら１抜け方式により失格ということで、今聞いたらそういうことなのかなと思ったんですが。私聞いたのは、要は分離にせよ、分割にせよ、基本的な考え方をしっかりとした、お話しはいいです、お話しは。先ほどの課長のですね、こういうふうにしたと。要綱等客観的に誰が見ても、ああそうやってやってるんだな、そうやってやらなかったんだなって分かるものがあるのでしょうかということ。１問目に聞いたつもりなんです。もし答えてるとすれば、ごめんなさい。私聞き漏らしかもしれませんが。そこもう一回、改めてちょっとお聞きしたい。その上で先ほど、例えば南ヶ丘団地については、１抜け方式はあったけれども、いわゆる分離はなかったんだと、そういう結論に導かれたんだなというように、私としてはきちっと頭の中整理したいなと、ま、そういう意味です。で、それがまず１点目ですね。
あと、二つ目、最後ですが。確かに分離発注というのは本当にメリットデメリット、いろいろいろいろ調べれば出てきますね。私もだから良く分からない。ましてや、これ、建設業を見たって、それからいろいろ指針ありますね。そこに明確にどうするってないんですよね。ですから本当に、地方自治体がこのことについて、頭を使って分離発注するにせよしないにせよ、考えなきゃならないというのは分かります。で、言われてるのは、一番言われてるのはやっぱり経費の側面が大きい。私も分かります。しかし、今特に中小の建設関係、塗装にせよ、板金にせよ、そういうなかなか仕事がないなというその中小のとこになんとか、中小企業の支援という側面も含めれば、経費の側面だけではないよと、お金だけでいっちゃったら正直、なかなかいかない。いやあそれは一括の方がいいに決まってますよね。ですから、経費だけの側面ではないということもしっかりと、つまり地域経済というか、地域のそれぞれの各個別の会社の方々の状況をしっかりと見た、そういう意味での、江差町としてのしっかりとした分離発注、ま、もしくは分割発注のあり方ということを作っておかなかったら、その時々によってですよ、課長さんの考え方なのかどうか分かりませんけども、これは分離しました分離しませんでした。そうはならんと思うんです。そういう面で、特にその経費の側面ということについては、あるにせよ、そこは大きな側面ではないんじゃないのかなという気もするんです。先ほど課長はそれを強調した訳ではないとは、重々思っていますけども、改めて、分離発注する場合のですね、ちょっと基本的な考え方、多少ダブっちゃうかもしれませんけども、ちょっと求めたいなと思います。以上です。

（議長）
はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」
はい。小野寺議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは花による町づくりの推進の関係で、ま、町内の樹木だとか、先程言われてました、その、おそらく林務サイドの条例ではないかなと思いますけども、そちらとの連動という話でございますけども。昨日の追分観光課長の答弁にもありましたけども、美しい村連合の加入、それから日本遺産の関係もございますので、当然横断的にですね、各課連携しながら、今後取り組んで参りたいというふうに考えてますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、公共工事の関係ですけども、基本的な考え方ということですけども。まず決して経費の問題でやってるわけではなくてですね、当然総合的に判断した中で、先程私の方からも説明しましたけども、受注機会の拡大ということで、町内、業者数ありますので、皆さんが多く、数を多くとれるように、ようにといったらあれですけども、そういう機会を与えることが大事だろうなというふうに考えてございます。

それから二つ目にありました、担当課長がというか、独自に決めてるとかということではなくてですね、当然庁内には指名委員会等もございますので、その中で入札の方法でありますとか、今回の指名業者の選定の理由含めてですね、そういう場で議論したうえで最終決定がなされてるという現状ですんで、今後もその工事の内容、それから地域の情勢を踏まえてですね、総合的にやっぱり判断をして、業者選定、分離発注を考えていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（議長）

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

今のその最後の点について、ちょっと３問目ですので。私も無理にここで、結論的なことを求めるつもりはありません。が、が、私もちょっと大急ぎで昨日いろいろ調べてみました。それこそネットしかないんですが。確かに分離発注しているところが押し並べて、しっかりとしたそういう要項等を作ってるかというと、必ずしもそうでもないということも私も分かってるつもりですが、でもやはり、きちっと、その分離発注する場合、分割も含めて、基本的な考え方、条文はそんなになくてもですね、要綱等を作って、で、そのうえでそれを基にして、もちろん時々、経済状況もあれば、その工事の内容によっても違うかもしれません。ですから、その要綱を作ったから要綱通り全部仕分けするなんて、それは無理にしても。でも、やはり、一定の、それこそ町民といいますか、関係者といいますか、にも、分かる。そして判断材料として、指名委員会等でも分かるベースになるものはやっぱりね、必要じゃないのかなと私思うんですよ。その点、これちょっと今なかなか課長答弁っていうのは難しいのかもしれませんが。それこそ、条例からいったら財政で、財政課長になるか、よく分かりませんけれども、その必要性についてどうです。今後の考え方についてもちょっと、建設課長になるのか、お聞きしたいと思います。

（議長）

はい。「建設水道課長」。

「建設水道課長」
はい。小野寺議員の３問目にお答えしたいと思います。私も実は他の、大きな町のですね、その分離発注だとかの要綱を、持ってる市町村も実は、検索してみておりました。先進事例の中でそういうものもございますので、うちの町に合うか合わないかも含めてですね、庁内議論をしていきたいなと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（議長）
次に「室井議員」。

「室井議員」
はい。
課長ですね、簡潔に、あの、雪降ったしね、色んな、維持管理もあると思うから、簡潔に質問したいと思います。
まず１つはですね、長寿命化、ね、去年あたりから色んな長寿命化という言葉がですね、予算に盛られて対応している。これ、本当に大事な事です。だと思うんですよ、ね、課長。いいですか。やっぱりね、新しく大きく物を作るという事は大変です、だからなるべく、寿命を長して、長くして行くっていう、その方法を是非ね、頑張って頂きたいと思います。
それで、ちょっとこれも、ちょっと、議運の委員長にちょっと相談したいんですけども、いつも、建設課、実務部隊は建設水道課だと思うんですが、解体工事に関連してですね、ちょっと、財政課長、建設課長おりますので、ちょっと、質疑したいと思いますけど。内容によっては、止めても結構ですけども、許可願いたいと思います。
まず１つですね、私の一般質問の中でですね、鴎島上のあの花月の建物、大変、危険だと、私、本当に見て、もう、これは早く手を打たないと事故が起きるなとそういう観点が１つと。昨日もお話ししましたが、町長の新年会でのですね、花月を何とか跡地利用を考えてやって行きたいという、そういう挨拶の中でですね、私も、北の江の島構想をですね、少しでも、実現させたいという思いでですね、一般質問でしたんですが、財政課長さんの答弁でですね、１つは、解体した場合ですね、同じ規模の建物を建てられなきゃ駄目だと、それと解体した後にですね、継続すぐ、施設建設をして行かなければ駄目だっていう様な、答弁がありました。しかも、振興局と何回かですね、お話ししましたという答弁があったんですが、んんとですね、もし出来ればですね、いつ、ですね、担当者、誰と何回ぐらいですね、そういう、花月の問題に、要するに、道立自然公園ですから、振興局と協議するのは当然の事ですけども、そういう協議されてから、なんか、記憶に残ってるのあったらですね、ちょっと先に答弁してもらいたいと思います。

（議長）
誰、副町長。誰。財政課長。

「町長」
答弁調整のために暫時休憩をお願いします。

（議長）
暫時、休憩。答弁調整のために。

※暫時休憩

（議長）
休憩を閉じて再開致します。室井議員の発言から許可致します。
「室井議員」。

「室井議員」
宜しいですか。私。

（議長）
一回、室井議員は質問してから、調整した事を今、副長町が答えるって事で。

「室井議員」
はい。宜しいでしょ。宜しいですか。私、質問した内容で宜しいですか。
ちょっと、説明させて貰います。
実はですね、昨日、開会中にですね、私、席を外して、振興局とちょっとやり取りしたんですよ。私は、２月１１日、鴎島ずっと周りました。そして、この看板損傷しているのもですね、全部撮影してこの時にですね、斉藤地域創生、地域政策部長さんが一緒になってですね、この看板飛ばないようにですね、お手伝いして貰って、そういう経緯あるもんで、こういう北海道のこういう条例、おかしいんでないんですか。と、昨日電話しました。そしたら、川上産業振興部長さん、小林振興局長さんから電話来てですね、そんな事あり得ないと。誰がそういう事言ったんだろうと、１０分以内で電話来ましたよ。３人から。それで、私がね、思っているとおり、どこのもない、書いてないんですよ。条例にも規則にも。だから、その辺はおかしいんだな。勘違いしているのかなあと。これは、あくまでも、私言えます。照井町長の掲げたですね、北の江の島構想、応援したいんですよ。応援したいからあの建物をですね、非常に何とかしなきゃならないと思いは、町民ほとんど持っていると思いますよ。それを、どういう経緯でね、話されたか、誰と話したか、本当に、そこは詳細はいいですけども、それはね、そうでないって事をですね、含めてですね、私の考えが間違っているのかどうかという事を、確認をしておきたいと思います。

（議長）

「副町長」。

「副町長」

昨日、担当課長の方から、答弁した部分あるんですけども、改めて私の方から、担当課長の説明不足も含めて、あったという事でございますんで、申し訳ございません。改めてこの場で誤解のない様にしたいなと思います。１つは、旧花月、現在、町の所有になってございますが、自然公園の中に、今、許可を頂いている建物でございますが、あれを、１つには、解体撤去もまず出来ます。１つはですね。ただ、この解体撤去にも、室井議員、ご承知のとおり、公共施設等適正管理事業債、ただ、除去だけであれば、多分９０％の起債も借り入れるんですが、問題は交付税措置が、除去のみであると無いという状況も実はあるんで、昨日町長が答弁したとおり、解体プラス跡地利用が、どういう規模になるか、こういう併せ技で補助金を取り組みたい。これが町長の思いですし、私の思いです。ただもう１つ。これからあそこの建物をどういう建て物を次になるのかというのは、描き切れませんけども、あの規模以内、以下、であればＯＫと。こういう事でございますので、同じ様な規模でですね、やらないと許可を得られないという事の誤解があるんであれば、そうではなくて、あの規模以下、こういう事で訂正させて頂きます。

（議長）

いいですか。「室井議員」。

「室井議員」

副町長、明解な答弁です。それでね、今のですね、総務省の起債の関係ね。３３年度迄の時限立法なんですよ。だから、その辺も含めてやった方がいいのか、社会資本総合整備交付金使った方がいいのか。その辺も含めてね、財政課の方でですね、どういう制度をやって、ね、やるのが一番いいのか。それで、私は、根本的に、あの島の上にですね、でっかい物はいらない。そういう考え方持ってます。あそこ、散歩した人が、ちょっと休んで、ね、トイレが使える。そして出来ればですね、出来ればですよ。江差港に、鴎島に北前船で乗ってきたですね、各ルーツのね、人方が分かるようなね、そういう物がちょっと、どっかにあればいいなあとそういう思いでおりますので、時間かかると思いますから、その辺の思いを込めてですね、答弁願えれば、私はそれで宜しいです。

（議長）

「町　長」。

「町　長」

室井議員から今、提案も含めてご質問の中にあったというふうに思います。まず、副町長から答弁をしましたけれども、解体に係るもの、そして、次にどういう手を打つか、そういう財政的な側面でどうして行くかという事と同時に、今、室井議員からご提案のあったこう

いうものがですね、今、北の江の島構想を実行に移そうとする段階でございます。そういう中で、花月の問題をどうするのか、含めてですね、北の江の島の中でですね、次の方策を考えて行きたいと考えております。

いずれにいたしましても、次の解体と同時に次の方策を考えた時に、財政的な措置をどうするのか、そういう事を考える段階にもって行きたいなと思いますので、議員、ご理解願えればと思っております。

「室井議員」

分かったよ。

（議長）

他に、質疑希望ありませんので、教育委員会、建設水道課所管の予算及び関連議案についての質疑を、終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩致します。

（暫時休憩）

（議長）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

教育委員会所管の予算及び関連議案について、一括補足説明を求めます。

「学校教育課長」。

「学校教育課長」（補足説明）

私の方から、教育費のうち学校教育関係予算の説明をさせて頂きます。個別事業毎に予算資料で、昨年とほぼ変わっておりませんが、主なものについて説明をさせて頂きます。

予算資料の１８頁の方をお開き願います。№２８８番の小学校児童用机、椅子更新整備、３０１万４千円でございます。昨年に引き続き今年度も整備をして参ります。更新の最終年でありまして、これにより、全学校の机と椅子が全て更新となります。

次に、２８９番と３０５番の小学校教員及び児童用パソコン整備、２８９番となってますが、すいません、３０５番の方が本当は中学校とならなければならないところ、小学校となってます。それと児童っていうふうになっている所が、生徒の誤りでございます。申し訳ありませんけど、ご訂正の方お願い致します。小学校の方で、８０２万円、中学校で５６８万円で、２０２０年１月にウインドウズ７のサポート終了により、更新及びアップグレードするものでございます。なお。児童生徒様のパソコンについては、現在、教師用で使用しているパソコンのＯＳをウインドウズ１０にアップグレードして、使用する事としまして、教師用のパソコンについては、新規のノートパソコンを導入する予定でございます。

次に、予算資料１９頁です。２９３番の外国語指導助手配置５８１万２千円についてでございますが、昨年度より若干増額となっております。現在のＡＬＴが本人の都合により、再

契約しないという事でありますんで、７月末より新たなＡＬＴとなるため、帰国旅費等が発生するものでございます。

次に、３０４番の江差北中学校体育館屋根等改修でございます。６，５１２万６千円の予算でございます。北中学校の体育館屋根の新規葺き替えと外壁等、外壁の補修等工事を実施するものでございます。

次に、３０８番の中学校学習指導要領対策に５０万円でございます。中学校における３１年度からの道徳の教科書改訂に伴う指導書の整備でございます。

次に、３０１番と３１５番の要保護児童生徒就学援助でございますが、平成３１年度より、援助費の対象費目を追加し支給する事と致しました。追加費目につきましては、卒業アルバム代と生徒会費クラブ活動費でございます。その他の部分については、昨年とほぼ変わりはございません。簡単ですが、歳入についての説明は終りたいと思います。

歳入についても、大きく変わったものはございませんので、割愛を致します。以上で、一般会計予算の説明を終ります。

次に、引き続きまして、議案第１３号、奨学金特別会計予算についてでございます。予算資料３９頁の予算構成表で説明をさせて頂きます。

平成３１年度の奨学金会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ４２２万９千円を計上させて頂きました。最初に貸付金ですが、高校生４人と大学生３人を基本としている新規貸付者７人分と、継続貸付者１人分の奨学資金として２２２万８千円を予算化しまして、全額を奨学基金からの繰入としております。次に、積立金ですが、貸付者からの償還金２００万円と財産収入としての利子１千円を加えた、２００万１千円を奨学基金へ再度積立するものでございます。奨学金会計は以上であります。

以上で説明を終わります。

（議長）

はい、次に「社会教育課長」。

「社会教育課長」（補足説明）

それでは、社会教育課所管の予算について、ご説明致します。予算書では、１２２頁から１３３頁、予算資料では２０頁から、ナンバー３２２番から３４５番まで、社会教育課所管分となっております。

それでは、予算資料で主な事業についてご説明致します。予算資料の２０頁をお開き下さい。資料№３２２番から３２５番の図書館事務費までについては、昨年と変わっておりません。

次に、資料№３２６番の臨時費、ミライ☆リーダー養成『夢限』プロジェクト事業についてです。定例会資料は、資料№４１の９４頁をお開き下さい。この事業は、企業版ふるさと納税寄附金活用事業として、昨年度から実施しております。昨年は、テレビでお馴染みの、さかなくんを招いて、後援会を開催致しました。地方版総合戦略の中で定めております、江差子ども未来応援プロジェクト事業の一環として行っております。新年度は、テレビ出演な

どでお馴染みの、人気科学者を擁する米村でんじろうサイエンスプロダクションから、ジャイアン村上氏を招いて、サイエンスショーを開催致します。町内の小中学生に科学の世界に興味を持って頂く機会を提供して行きます。予算額は２０５万８千円を計上しております。

次に、資料№.３２７番の京都大学交響楽団演奏会事業です。定例会資料は、№.２４の３３頁をお開き下さい。８月２２日から２４日迄の間、約１２０名の京都大学交響楽団の学生が来町し、町内の中学生及び町民にオーケストラ演奏の講演会を開催致します。また、２つの中学校の吹奏楽部との交流事業も企画しております。予算額は、１３３万５千円を計上しております。

次に、３２８番から３２９番の生涯学習バス管理については、昨年と大きく変わっておりません。

次に、資料№.３３０番、文化会館管理費についてです。定例会資料は、№.３２の８３頁をお開き下さい。主な事業としまして、江差町文化会館施設の指定管理料として、指定管理者であります株式会社舞台派遣に、５年契約の１年目として、３，２０８万円を計上しております。その他、文化会館の利用促進補助として、指定管理者への補助金５８万２千を計上しております。総額3,６８８万６千円の計上となっております。

次に、３３２番、歴史文化基本構想推進事業についてです。平成２８年度に作成した、歴史文化基本構想を更に推進するために、構成文化材群の保全活用を図る事を目的に、エエまちえさし宝箱会議を引き続き、開催して行きます。予算額は、４３万８千円を計上しております。

次に、№.３３３番、無形民俗文化財保存伝承活動事業についてです。この事業は、無形民俗文化財である郷土芸能の保存伝承と後継者の育成を図ることを目的として、活動する各保存会に対しまして、助成をして行きます。予算額は３３万５千円を計上しております。№.３３４番から３３７番迄の博物館活動、旧郡役所管理については、昨年と大きく変わっておりません。

次に、№.３３９番、江差アミューズ水フェスタ事業についてです。マリンスポーツに親しむ場の創出として、江差港マリーナを会場として、７月下旬に２日間、開催する予定となっております。通称、マリンフェスタと呼ばれる事業で、３年目を迎えますが、参加者が年々増加しており、新年度は更に多くの参加者が訪れ楽しむ様、体験種目を検討などを進めて参ります。予算額は１０３万１千円を計上しております。

次に、３４０番、町内パークゴルフ場管理支援についてです。健康増進、地域コミュニティ向上の観点から町内３つのパークゴルフ場を管理している団体への支援として補助金を交付致します。運動公園を会場として管理する南が丘地区と、水堀地区で活動する団体に関しては、各々１０万円、柳崎河川敷で活動している江差パークゴルフ協会については、３００万円の補助金を交付致します。予算額は３９１万２千円を計上しております。

最後に、№.３４１番から３４５番、朝日町民体育館管理迄ですが、昨年と大きく変わっておりません。

次に、歳入ですが、予算書４１頁から４３頁に雑入での歳入、野球場の広告掲載料とネーミングライツ料を各々昨年と同じ額を見込んでおります。以上で、社会教育課所管の予算説

明を終わらせて頂きます。ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）
説明が終わりました。
１１時２０分迄、休憩致します。

（休憩中）

（議長）
休憩を閉じて、再開致します。
先程、説明洩れがございましたので、もう１回ですね、説明をお願い致します。
「社会教育課長」。

「社会教育課長」（補足説明）
先程の説明で、提案洩れがございましたので、改めて説明させて頂きます。申し訳ございません。
議案第２５号、指定管理者の指定について。定例会資料は、３２番、８３頁をお開き下さい。項の施設に係る指定管理者の候補者選定の概要でございます。先程、一部、文化会館会館管理費の中でご説明しましたが、改めまして、施設の名称については、江差町文化会館、指定の期間につきましては、３１年４月１日から平成３６年３月３１日迄の５年間となります。指定管理者の候補者は株式会社舞台派遣。業務内容については、記載のとおりでございます。指定管理料、５年間、総額で、１億6,２０４万８千円、平成３１年度につきましては、3,２０８万円となってございます。審査方式、委員名、審査経過は記載のとおりでございます。委員会の意見として、応募者は、平成２２年に江差町文化会館の運営を受託して、平成２３年度から指定管理者として管理運営を行ってきた実績があると。その間、創意工夫と自主努力により、効率的な維持管理と運営に努めてきた姿勢が伺われ、指定管理者としての適格性を有していると認められると。また、実施計画で思い出作りの場所として、活用する計画など、文化会館の利用促進を期待し、評価するものであるという意見を頂きました。以上、提案を終わります。ご審議方、宜しくお願い致します。

（議長）
説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。
「小野寺議員」。

「小野寺議員」
室井議員、先でないですか。

（議長）
なにしたって。
いや、小野寺議員。

「小野寺議員」
はい。議長。

（議長）
はりっきてますから。

「小野寺議員」
いいえ、いいえ。
４問と言うか、５問、５問になるかも知れませんが、お聞きします。項目、先に伝えます。特別教育支援員について、教員の働き方改革について、文化財の関係、それから、おとつい、小林議員の一般質問の関連で、ちょっと恐縮ですが、ランドセル、給食の関係、以上、お聞きしたいと思います。では、順次、お聞きします。
まず、最初に特別教育支援員ですが、この数年、一般質問、予算審議で、支援員の問題をその都度、取り上げて参りました。これは、予算措置ですから、町長、教育長の支援員の増員については、本当に評価する所であります。ただ、実態を見れば、更なる努力が私は必要だと思っております。今回、資料頂きました、追加資料の４７、４７の資料があります。これを見ますと、各支援員さんが、それぞれ担当する通常学級において、特別な配慮を要する児童生徒の数という事で書いて資料として出ております。更には、こめじるしで支援については、上記担当の支援の他、学級の中で学習が遅れがちな児童生徒の支援も併せて、行っているという事で、丁寧な説明、頂きましてありがとうございます。こういう実態も含めて考えれば、先程言いました、今後も本当にそれぞれ、学校で大変な思いが、この数字からも浮かび上がるなというふうに思います。増員を進めて行くべきと考えますが、この点についてお聞きします。これが１点目です。
それから２点目。教員の働き方改革ですが、たまたま今朝、ＮＨＫのニュース、ポッと着けたら、その着けた時にちょうど教員の働き方改革の特集と言いますか、やってました。改めて、４月以降の一定の国の動きはありますが、この場でも何回か私、言っておりますけれども、根本的な改善策と言いますか、そもそも教員が足りない、という事は、これもほとんど、万国とは言いませんけれども、日本の政治の中ではもう、大体、共通認識になっている。ですからまず、これ、本当は国の責任なんですが、今日はここ江差町の議会です。自治体として、教育委員会として、じゃあ何が出来るのか、これが、今、求められていると思っております。それで、教育長も課長さんも、ご存知だと思いますが、各自治体で、色んな工夫、これは文科省からも色々、例示が出されたり、道教委からも出されたりするのも含めて、労働時間の短縮、先生の教員の、労働時間の短縮、負担軽減策、一般質問でも部活の関係がちょっと出ておりました、飯田議員の方から。そういう方策も含めて、各自治体で進められて

おりますが、改めて４月以降の江差の動き、ちょっと申し訳ないんですが、教育長の執行方針からは、中々よく分からなかったので、少し具体的に、当町の新年度の取り組みを紹介して欲しいと思います。これが２つめであります。

で３つ目、文化財の関係です。特に、この問題は、表題を言うとすればですね、文化財の調査保存、貯蔵資料の調査、研究についてであります。この問題は、社会文教常任委員会でも、過去何回、私知っているだけで、多分２回３回、議会報告、議会で、報告出しているんですね。ですから、その共通的な事も含めて、ちょっとびっくりしたんですけれども、議会に冒頭、初日に報告がありました、江差町教育委員会に関する事務の管理、執行状況の点検評価報告書という事が、１日目にこれは出されております。本来、そこで質疑すれば良かったのかもしれかせんが、私としては、この予算質疑で少しお聞きしたいなと思っております。この江差町教委委員会の外部委員会の調査、これは法律に基づいて、法律に基づいて、外部委員が教育委員会の仕事を点検して毎年議会に報告すると。つまり、法律に基づいたものなんですね。ですから、我々もこれ凄い責任があるなと、という立場でお聞きします。過去の事ちょっと調べてみました。学校教育とか色々ありますけれども、私は、少しびっくりしたのが、このずうっと後の方に、文化財関係があります、先程言った、文化財の調査保存、貯蔵資料の調査、研究という、評価する項目の１つがあります。学校の子供さんの通信簿と同じ様に１から５まで評価する事になっております。必要性だとか経済効率性、目的達成度とか、というふうに評価されているんですけれども。今言いました、文化財の調査保存、貯蔵資料の調査研究という項目の点数というか、評価、５段階、５が要するに、いいんですよ。学校の生徒さんのと同じなんですけどもね。１が出来ていないという評価なんですが、２４年度でその目的達成度評価が４だったんです。出来ている。２５年度は２。余り出来ていないと。２６年になると１。出来ていない。２７、２８はなぜか１つ上がって２。で、今回、冒頭の初日の議会に報告があった２９年度は１、出来ていない。それで、その中に２７年度の外部評価委員会の意見というものがあります。それには、歴史的、じゃない、歴史文化資源の保存と活用のため、学芸員の増員を図ること。という事が２７から出ておりました。それで２８、２９を見ますと、今言った、学芸員の増員を図る事の上に、早期にという事なっております。この間、先程言った社会文教常任委員会等で、色々指摘してきた事を問題点が散見されてきた事が、もしかしたら如実に表れているのかなという気がするんですが、改めてこの外部調査、審査、委員会で出されたことを踏まえて２つお聞きします。まず、１つは、今言いました、外部評価委員が指摘している具体的にどういう事を言ってるのか、これだけじゃちょっと分からない。当然、事務方とは、色々やり取りしてますよね、きっとね。何を、１ですよ、１。何を言っているのか、教えて頂きたい。それで、２つ目に、その結果、これはあくまでも外部委員の評価ですから、しかし、先程、言ったけど法律に基づいたものなんですよ。だから重みは全然違うんです。教育委員会としての対応は、どういうふうになっているのか、これは、２９年度ですから、３０年、３１年と。もしかしたら、大きく改善されてるのかも知れません。もしそれがあれば、それも教えて頂きたいと思います。

それから、最後２つ。先程言いました小林議員の一般質問のランドセル問題と給食問題について、ちょっとお聞きします。その、質問、質疑する前提として、改めて、議員の皆さん、

今日出ている役場の職員の皆さんに、間違ったこの発信しても困りますので、私がですね。大前提、大前提として、あくまでも、これは教育基本法にありますけれども、学校運営に関しては、学校の自主性と言いますか、自立性と言いますか、それが、しっかりとあるんだという事を踏まえて、私も聞きます。ですから当然、おとついの、小林議員に対する答弁も当然、そういう事も踏まえてたでしょうし、私の質問についても、当然、あるんだと言う事を前提に、質疑、ギリギリの所、させて貰います。学校運営については実勢、自立性があるんだと点で、踏まえて聞きます。まず、ランドセル問題。中々、私よく分からんかった。じゃあもう一回聞きます。通達、通達ってね、実は通達じゃないんですね。本当に事務連絡ですよ、文科省の。しかも、課ですからね、これ課長でなくて、課の事務連絡、文科省の。だから、本当にこの重みって何なのかなと思うんですが、それにしても言ってる事は重いんですよ。このかばんについて、正式には児童生徒の携行品なんですが、携行品か。それで、要約すればですね、児童生徒の発達段階の学習上の必要性、通学上の負担等の学校や、地域の実態を考慮して、判断していると思いますけれども、改めて、今色々問題が出てるので、指摘されてるのがあるので、その重さ、量について改めてご検討の上、必要に応じて適切な配慮を嵩じて頂きたいという事を、道をとおして、各教育委員会に来ている訳です。

そういますと、各教育委員会は質問として、学校にどの様にこの事務連絡を、これ言葉難しいんですけれども、主導という言葉言っていいのか、連絡と言っていいのか、わかりませんが、本当に、自主性、自立性ですよ、学校運営。どのようにこれを取り扱ったのか。基本的な事を聞きしたい。それが、１つです。

少し、具体的に。小林議員の質問に答弁がありました。数字も出て来ました。ちょっと聞きたいんですが、確かに、この問題は、法律がある訳でもありません。文科省の正式な基準が示された訳でもございません。正し、色んな研究者、研究機関から、これだったら子供の発育に悪いだろうという部分が、この何年間か出されて、この１年２年は、ＮＨＫで何回も出されて、そして各学校では色んな改善策が出てるっていうのがあります。大体、言われているのは、小学校、これ中学校もそうかなと思うんだけど。体重のランドセルの重さ、１５％以下が望ましいと。それ以上だったら子供の発育に悪いという事なんですよ。この事について、小林議員の答弁にありましたけれども、あの数字というのは、どういう評価で、出てるのか。体重平均値で出したってですよ、同じ学年で、体重なんて結構差ありますよ。そうすると、１５％という事に本当にどうなっているのかという事まで、調べているのか調べていないのか。あの小林議員に対する答弁はどういう事で出されたのか。ちょっと、もっと教えて貰いたいんです。更に、一定程度目安という事で、１年生だったら３．２キロ以下だとかですね、２年生だったら３．６キロ以下だとか、６年生だったら５．７キロ以下だとかっというのも、研究者から色々出されている。これは、絶対とは言いませんけれども、そういう様な情報も含めて、何か教育委員会、併せて学校と、取り組みの事についてやり取りがあったのか、無かったのか。教えて貰いたいと思います。

２つ目に給食問題。小林議員もいっておりましたが、私と小林議員、２人で小学校の２年生、２年生の所に行って給食の体験をして参りました。ちょっと調べたら、何か月前に町長もちょうど学校給食を試食してたというのが、分かりました。同じクラスだかは分かりませ

んが。それで、ちょっとお聞きしたいのはですね、この前の小林議員の質問に対する答弁、ちょっと分からなかったので、改めて教育委員会で押えている各学校のそれぞれの学校の給食時間、決められた給食時間が、どうなっているのか。改めてちょっと教えて頂きたい。と思います。これは、あくまでも学級編制ですから、それこそ先程言った、自立性自主性の範囲内でどうなっているのかっていう事を教えて頂きたい。

それから、これ最後になります。全部の最後になります。給食問題の場合はただ食べるではなくて、この間、この間と言っても、何年、相当な年数経つと思うんですが、食育という観点で、これは、教科書にも確か最近は出ておりますし、色んな付属資料なども含めて、期間を決めたり、それから時間を決めたり、もしくは給食の時間を使って食育教育、１か月に１回は給食の時間を使ってとか、箸の持ち方とかですね、茶碗の使い方だとか、もうちょっと上級生になれば、食事の栄養の問題、お米はこうやって作られるんですよという事を、食育、特に給食の時間を使ってやると、これもくどい様ですが、学校運営の自立性、自主性というなかですけれども、一応、教育委員会で押えている部分で、こういう食育教育はどういう位置づけになっているのか。給食の時間ということになると、大変、厳しい時間なのかなという思いはあります。いずれにしても、そこら辺、ちょっと教えて頂きたい。

（議長）

「学校教育課長」。

「学校教育課長」

まず、最初に、支援員の関係のご質問でございました。資料の方でお出しした部分については、現在の支援員が担当している児童生徒の数という事でございまして、実際、支援員、担当している児童以外にも、支援を要する児童生徒は、それ以上におります。小学校においては、それらの児童も結構だんだん増えて来ている様な状況にある訳でございます。インクシブル教育というものがございますが、それを充実させるためにはですね、現在のこの人数では、私共としても十分とは思ってはおりません。増員は必要というふうに考えてございます。ですが、現時点においてはですね、教員の加配だとか、時間講師など複数教諭による、ＴＴ授業ですだとか、習熟度別授業などで、各学校において工夫しながらですね、指導の方、対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

それと、次に、教員の働き方改革でございます。教職員定数の改善と、一応、北海道の方で北海道アクションプランというのを昨年作成しております。それに準じてですね、江差町の方でもですね、教職員に対する、時間外勤務の縮減の方に向けたですね、業務改善等図っている所でございまして、昨年度、業務改善方針作成しまして、３２年度迄に教職員の１週間辺りの勤務時間６０時間を超える教員をゼロにするという目標を立ててですね、業務改善しております。

主なものでございますが、本来、担うべき業務に専念出来る環境の整備という事で、専門スタッフ等の配置、配置の促進でありますだとか、部活動の指導の部分の休養日の完全実施という事で、３１年度からは週２日必ず休むという様な形で取り組んで参ります。それと、

部活動の複数顧問の効果的な活用だとか、月２回以上の定時退勤日の設定、それと、年２回以上の勤務時間縮減の強化週刊を設定すると。後、長期休養期間中における学校閉庁日の部分の設定、これも、すでにやってございますが、後、業務、調査業務等の見直し、教育委員会による学校サポートの体制の充実という事で、教育委員会等からの調査を縮減するだとか、後、国にだとかの方、道からの調査についても、教育委員会で回答可能なものには、学校の方には、問い合わせしないという様な形でも進めてございます。それと、メンタルヘルス対策の推進という事で、ストレスチェックの実施などを年１回実施しまして、その結果に基づいてそれぞれ対策を講じて行くと。それと、トラブル等に、学校の方でトラブル等に直面した際のサポート体制の構築という事で、色々な面で教育委員会が学校の方に、サポートして行くと、いう様な形を取って行く計画となってございます。その取り組みによってですね、教員の負担を軽減出来るようにですね、業務改善を図って参るという様な形になってございますんで、ご理解願います。

　次に、ランドセルです。教育委員会として、学校にどの様に連絡等をしているのかという事でございますが、この問題が起きてですね、その後、校長会、教頭会がありますので、この部分について、それぞれの学校の方に聞き取り等してですね、この様な通知が来ておりますんで、宜しくお願いしますという事で、そこで口頭でもお話ししておりますし、その来た通知文書をですね、それぞれ学校の方に回してございます。一応、うちの方の置き勉の内容でございますが、どういう物を置いて、学校に置いているかという事についてはですね、絵具セット、習字セット、お道具セット、裁縫セット、給食セット、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、柔道着、それと、使用教科以外の教科書、ドリルやワークブック、それと、資料集など、宿題で使わない時は、基本学校に、教室に置いて行っているという状況でございます。基本的には、カバンの中身は、教科書とノートと筆入れ、ドリル等という形になってございます。殆どが国の方から示されている工夫しなさいよといっている物は、だいたい、網羅していると思ってございます。それで、体重の１５％以下等という色々な先生方のお話しもございますが、同じ学年で、体重の低い高いありますけど、その部分についてはですね、この子が体重少ないから、このその物を置いていっていいよとか、そういうふうには当然なりませんし、当然、怪我しているだとか、病弱の状態にあるとか、通学で歩いて来なければならないという部分について、そういう部分についてですが、配慮をしなければならない事も出て来るかなと思いますが、その体重の部分で、差別するという様な事は今の所考えておりませんので、ご理解を願いたいというふうに思います。

　それと、給食ですね。各学校の給食時間という事です。各学校それぞれ言います。江差小学校については、給食指導の時間は１２時から１２時４０分、でその内、配膳１０分、後片付け１０分で、正味食事時間は２０分という事です。南が丘小学校は１２時１０分から１２時４５分で、３５分間給食指導の時間ございます。配膳７分、それと後片付け５分、歯磨き３分を除いて、食事に掛ける時間が、２０分という事です。それと、江差北小学校についてはは４０分、給食指導の時間が４０分でございまして、同じく、配膳１０分、後片付け１０分で、食事時間が２０分という事です。北中学校が１２時２５分から１２時５５分までの３０分が給食の指導時間です。配膳７分、後片付け４分、それを除いた１９分が食事時間です。

江差中学校が１２時２０分から１２時５０分、３０分間が給食指導の時間で、配膳１０分、後片付け１５分を除いた、後片付け５分ですね、除いた１５分が、正味食事の時間というふうになってございます。時間的には、その様な関係でございます。

食育の部分での、どの様な位置付けかという事のご質問でございます。給食指導については、学校指導要領の特別活動の中の学級活動というふうに、位置付けられております。食育の観点を踏まえた学校給食と、望ましい食習慣の形成を図ると言う事でございます。一応、給食の時間も食育の部分の勉強しますけど、それ以外にですね、町の栄養士及び栄養教諭による、食育の授業というものも年数時間を設けているという形でございます。以上です。

（議長）

「社会教育課長」。

「社会教育課長」

小野寺議員から、２点程、ご質問がございました。文化財の調査保存、貯蔵資料の調査研究という事で、議員の皆さんにお配りした外部評価委員の点検評価、その中で、多分、№１５番の評価地費との事を言っているのかなと思います。この推進目標っていうのが、ふる里の自然と貴重な文化遺産を未来に伝える文化財博物館活動の充実、という項目になってます。施策目的のための事務事業で、７点程ありまして、平成２９年度目的達成度が、１というのが２つある訳です。２４年度、なぜ評価が４だったのか、それ以降下がっているのか、という点で具体的にどういう事なんだというご質問です。実は、平成２４年度迄は、今いる学芸員っていうのは、旧檜山爾志郡役所に勤務をしておりました。もう１名の学芸員は、退職しましたけども、教育委員会の本庁舎の方に勤務していた訳です。ですから、平成２４年度は、旧檜山爾志郡役所は、あそこは、資料の倉庫がございまして、いわいる、古文書等収蔵しております。平成２４年度郡役所に勤務していた頃っというものは、いわいる、色んな郡役所を活用して、企画展を開催したり、また、講座を開催したり、また、古文書の色んな整理をしたりですね、専門的な仕事が出来ていた訳なんです。２５年度に入りまして、もう１名いた学員が退職して、今現在、１名体制。教育委員会社会教育は皆さんご存知のとおり、３つの係に分かれております。社会教育係、地域文化係、図書係と。社会教育係と地域文化係、色んな連携を深めながら、やっておりますが、今いる、地域文化係っていうのは、実は、学芸員の仕事だけでなく、色んな業務を持っている訳でなんです。あげますと、江差町文化協会、この事務局も地域文化で持っております。文化協会の業務、その他、旧中村家始め、施設の管理、また、民俗系の保存団体の後継者育成支援事業やったりですね、歴史文化基本構想、これに基づいて、構成文化財群の様々なこの調査研究も２８年度から進めているわけなんです。じゃあなぜ、その本来、やるべき業務と言いますか、学芸員として、文化財の把握、郷土資料の収集保管、また、色んな古文書講座等を含めた企画展、これらが中々手が回らないという状況という事でございます。そういう事から、外部評価委員として見れば、学芸員の増加を早期に望みたいと。教育委員会として、どう対応してるんだ、という事でありますが、それに基づきまして、町の方にも、いわいる職員の定員管理も、適正管理の問題もござ

いますんで、それについては、町の方にも要望をしている所でございます。尚、地域文化の仕事は、決して１人だけに任せる事なく、社会教育係と連携をしながらですね、なるべく、協力出来る所は協力してやって行く。そういう事で対応しております。よって、本来の学芸員業務、学芸員としての業務が、ちょっとおろそかになっているのかなっていう点については、教育委員会としても思っておりますし、外部の評価委員もその様に感じているという事での、評価という。以上でございます。

（議長）
「小野寺議員」。

「小野寺議員」
最後の文化財の関係から。学芸員が確かね、減る、減るっていったら変ですが、前、前からの社文の調査の時からも、そういう話は出てたんですよね。沢山、整理しなければならない古文書なども含めて、まだまだもう山の様にありますよと。ですから、それもう前から言われてきて確かに体制的に居たけれども、でも中々やれなかった。今は特に出来ていない。という部分も含めれば､他の仕事が沢山多くて､中々そちらの方には､手が回らないという、それは率直に、課長答弁ありましたけれど、せっかく、北海道の中でも、歴史的な古文書がきっと、私の知らないところにも沢山、まだまだあるんだろうし、きっと、民家でも、隠れた物だってまだまだきっとあるもかも知れませんけれど。それを、どうするのかという部分は、ちょっと私も分かりませんけれども。地域の方の協力も得るという色んな方法論も含めて、この指摘、これはもうね、その早期に学芸員の増員を図る事という事は、大きな財政問題も含めて、それは色々難しい面も客観的にあるかも知れませんが、文化財の調査保存、貯蔵資料の調査研究が１だと。この事は重く受け止めなければならないと思うんです。どういう打開するか。まったく私分かりません。地域の力借りるったって、なにが出来るのか分かりませんけれども。全国的には、本当に民間の力を借りてやっているちゅうのもありますよね。いずれにしても、そこの対策というのは、これ、外部評価委員の評価をしっかりと受け止める必要があると思うんです。もし、その点について課長の答弁があれば、コメントしてもらえればなあと思います。
で、中川課長の方に、１、２。大きい１番、２番分かりました。引き続き頑張って頂きたいと思うんですが。ランドセルと給食の問題。ちょっと併せてお聞きしますけれども、ランドセルの問題で言えばですね､やはり､中学生の話ちょっとしませんでしたけどね､中学生、本当に８キロ、９キロ、１０キロの重さですよ、後ろに。の人もいましたよ。ですから、骨格がもう隆々で、体重もある程度ある人だったら、気にしない人いるかも知れませんが、中学校だって体がまだそれ程でもない方も含めれば、ですから先程、課長、中々、平均の問題で、体重が少ないとかっていう事についての対応は、中々難しいと考えていないと、率直な答弁でしたよ。そうだと思うんです。出来ないですよ、今の所。文科省のしっかりとしたものになってないので、何処まで出来るか、正しく文科省が逃げてますが、各学校で色々検討して貰いたいと。なので、私が今言える事は、先程言った学校の運営の自立性、自主性とい

う事をしっかりと、腹に入れるとすればですね、小野寺、小林議員が給食も、このランドセルの問題も共通なんですけれども、こういう事を議会で出てたという事は、しっかりと伝えて欲しいんですよ。で、結果的に、今のそれぞれの学校でどういうふうにするか、私は、１人１人のランドセルなら、ランドセルの重さを量る。給食でいうとやはりしっかりとよく噛んで食べましょうなんてね、今の給食の時間なんかでとても出来ないですよ。私達２人いった所では、やっぱり２人、３人、時間が終わっても残ってましたよ。一生懸命、食べてました。でもどうでしょうかね。急いで食べたのか。だから必ずそういう子供いますよ。そういう所について、そういう事をしっかりと学校に伝えて欲しい。で、今文科省が言っているランドセルの問題、給食の問題も前から色々論議にはなってました。その事をこの議会でも、出てたという事を伝えて欲しいんですよ。これは、改めて後の問題になります、この問題は。文科省の問題が大きいので。その点について、ちょっと。

（議長）
今の問題について、答弁いらないね。

「小野寺議員」
どこに。

（議長）
今、意見の様に言ってたからさ。

「小野寺議員」
違います。この問題は。

（議長）
伝えて欲しいって言うのは、意見じゃない。

「小野寺議員」
意見じゃないです。伝えて欲しいという事を言ってるんです。大事な問題ですよこれ。

（議長）
質問をちゃんとして下さい。はい、進めて下さい、質問。

「小野寺議員」
議長、駄目ですよ。ちょくちょく。私の言ってる事、課長は分かってんですから。

（議長）
質問してください。はい。

「小野寺議員」
伝えて欲しいと言う事を言ってるんです。議長、あまり、横で口をはさまないで下さい。ぜひ、お願い致します。以上です。

（議長）
はい。「社会教育課長」。端的に。

「社会教育課長」
はい。学員の件について、答弁致します。２８年の４月からは、実は地域おこし協力隊、学芸員資格を持っている方を１名採用しております。ただ、２９年の夏頃に産休という事で、その後退職をした訳です。ですから、学芸員１人体制だったんですけれども、一応、地域、地域協力隊、これを採用しながら、でも中々、いわいる学芸員資格を持っている方を探すってのは容易な事ではなく、せっかく見つかったんですけど、辞任してしまったと。そののちは臨時職員を採用しながら事務の負担の軽減を図って来たという事は、色々やって来ました。これは町サイドとも連携を取りながらやって来た訳です。ただ、引き続き職員の定数管理の問題もございますんで、町の方と連携を取りながらですね、今後も相談をしていきたいなと思ってますんで、ご理解宜しくお願い致します。

（議長）
はい。「学校教育課長」。

「学校教育課長」
ランドセル、給食という事なんですが、この様な話が議会であったということを学校に伝えて欲しいという事でございますが、うちの方は議会、それと決算審査委員会、それぞれある度にですね、その後、校長会、教頭会あります。その時にですね、教育長の行政報告として、この様な事が出てましたと。また、対策出来る事については、対応して下さいと言う事で連絡してござますので、ご理解願いたいと思います。

（議長）
いいですか。「小野寺議員」。

（議長）
はい。「室井議員」。

「室井議員」
はい。簡潔に行きますよ。

（議長）
はい。簡潔に。

「室井議員」
はい。まず、姥神祭の渡御祭ですね。民俗文化財、指定、大変おめでとうございます。それでですね、教育長、今までですね、３７０年、約ね、続いて来られたこの渡御祭ですね、これは先人がですね、全部苦労してですね、浄財、町民含めてですよ、浄財を全部捧げて成り立ってきたっていう事をですね、しっかりですね、肝に銘じなきゃならないと思いますよ。今ですね、なりました。ね、ただその上滑りだけやってですね、この７０、３７０年続いてこられた、この渡御祭の重みっというのはですね、本当に、この山車巡行なり渡御祭にお伴した方々、ちゃんとそういう事をですね、ちゃんと思いながら、そういう先人のですね、そういう苦労に対して、ちゃんと謝意とですね、感謝を申し上げながら、この受賞を喜ぶべきだと思いますよ。
それで、これ当初予算に載ってないけど、この際、機会ですからね、私は臨時議会なり何なり開いて皆さん考えてですね、この受賞をね、文化財に指定された、この事をですね、やっぱり町民に広く周知して、そして姥神祭り前にですね、何かのですね、やっぱり、皆町民に多くの町民に知って貰うという事が大事でないかと思います。確か、南西沖地震の時だけでなかったですか。山車巡行しなかったのは。確かそうだ、私記憶ではそうだと思います。後、全てですね、山車が巡行なくても、姥神さんが、姥神さんがですね、行列で町民のですね、無病息災を祈念しながらですね、やってこられた。多くの方々がですね、これにお伴して、亡くなられた方も沢山おります。そういう先人のですね、貴重な応援のお陰で、今あるっていう事だけですね、きちっと、捉えて頂かながったら、この文化財指定がですね、軽いものになってしまう。その辺はですね、きちっと対応して貰いたいと思いますけど、教育長の考え方、簡潔にお願いしたいと思います。

（議長）
はい。「教育長」。

「教育長」
この度の姥神大神宮渡御祭、無形民俗文化財の指定については本当にですね、今、室井議員ご指摘のとおり、３７０年以上続くお祭りでございますけれども、これにつきましては、先人の努力、そして、それを代々受け継いで、今に受け継いだ人方、現在、祭りに参加している人方、等々、保存団体、色々な方のですね、町民の力によってですね、そういった熱意がですね、今回、この北海道の無形民俗文化財の指定に結び付いたというふうな事は、間違いない事だと思います。
それで、今回の指定に当たりましては、当然、町広報、あるいは、ホームページ等、ホームページ等については、昨日、決定した段階でもう掲載しておりますし、今後もこれらについてはですね、町広報通じて、町民にお知らせして参りますし、また、記念式典、そういっ

た行事等については、保護団体が、指定団体が、姥神大神宮祭典協賛実行委員会が保護団体となっておりますので、そちらの方ともですね、相談させながら、どういった事が出来るのか検討して参りたいと思いますのでご理解願います。

（議長）
いいですか。

「室井議員」
はい。

（議長）
後、他に質疑希望ありませんので、教育委員会。ん。なしたって。
誰。「飯田議員」。もうちょっと、早ぐ押したらいいべや。
「飯田議員」。

「飯田議員」
いつもすみませんね。誰か質問すると思って、ちょっと控えてたんですけど、学校教育の関係で２点伺います。小中学への携帯、スマホの持ち込みですけれども、現状では、文科省含めまして、道教委、持ち込みが規制禁止されている訳であります。ただ、おそらく新年度の動きとして、この持ち込み禁止が解除される見通しであります。私としてはやっぱり、学校へのそういうスマホ、携帯の持ち込みは、やっぱりある意味で学校に裁量権ありますけれども、規制すべきだというふうに考えております。教育委員会としては、その辺、こう、どう対応するのか、新年度に向けて、まずそれが１点でございます。
それから、次は、中学校の方も卒業式終わりまして、高校受験も終わりました。特に今年は、卒業生が少ないというそういう傾向もありまして、例えば第１学区の江差高校でありますと、１２０人の定員にほぼ８０人、７９人でしたけれども、そういう様な実態がある訳であります。私もこう色々学校に聞きました、特に、今年度の江差に限らず、全体の卒業生が少ない。そして、管外、函館の方へ出る生徒さんが特に多い年だったというふうに伺いました。ただ、やっぱりこれはですね、やっぱり、例年第１学区の定数配置、道教委のですね、やっぱり、そういう方向が出てから反対行動を起こすんでなく、ある程度、データーがある訳ですから、やっぱり何としてもやっぱり、この間口は、現状に間口は、維持して行くべきだというふうに考えてます。そういう、江差の教育委員会としての動きをどうするのか。
それと併せましてですね、私、４年ほど前にですね、特別支援学級、養護学校ですね、今金高等養護学校含めましてですね、そういう生徒さんが随分こう増えて行く傾向にあるわけであります。これは、その時の一般質問で、今金高等養護学校の分校を江差高校の空き教室を使って、そういう部分を道教委に要請したらどうかという、当時の教育長に質問致しましたら、管内の教育長と協議をしながら、必要に応じて、道教委に要請して行く。そういう答弁を頂きました。現実やっぱり増えているんですね。中学校の卒業生の特別支援学級の生徒

さん。教育長としてですね、この今の動向を含めて、その特別支援教室の誘致と言いますか、それを併せまして、どう考えているのか、伺いたいと思います。

（議長）
　はい、「学校教育課長」。
　端的に、答弁して下さい。

「学校教育課長」
　はい。スマホ、携帯の持ち込みの部分でございます。現在、文科省の方でも、検討している段階でございまして、今の所、江差町としては、持ち込み禁止の措置をそのまま継続して参りたいと思います。
　また、解除された場合におきましてもですね、持ってる、持ってないの部分で、色々問題も出てこようかと思いますが、その時はその時で、また、学校の方と話し合いして行きたいと思いますんで、お願いします。

（議長）
　「教育長」。

「教育長」
　まず、高校適正配置の関係でございますけども、江差高校の間口がですね、本年度、受験者が少なくなって、間口減になる可能性があるのではないかというふうなご質問ございますけども、今年度の新聞発表でもありました通りですね、今年度、江差高校の間口については、３間口、１２０名定員でございます現在。それに対して、今年受験したのがですね、多く、受験を応募したのが８９名でした。これがそのままですね、受験して入学しますと、3間口が維持されますけども、欠席者も数人いると伺っておりますので、合格発表はこれからでございますけども、８０名を、８０名になると3間口が2間口になるというふうな状況でございます。確定するまではですね、まず、間口減でございますので、今後、合格発表した後ですね、２次募集がありますので、今月の末に間口については確定しますけども、ただ、来年度、来年度についてはですね、また、間口を減らされない様な形をですね、道教委の方に、３間口は維持する様にですね、今後も要請は続けて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。
　それとですね、特別支援学校を江差高校に空き教室を利用してというご質問でございますけれども、基本的にはですね、飯田議員、おっしゃった通り管内にはですね、今金高等養護学校がございます。これについては、毎年、毎年、今年は、いない聞いておりますけれども、毎年１人か２人、養護高等学校にですね、進学する方がいると聞いておりますので、現状ではですね、南部には無いというのも事実でございます。これについてはですね、今後、地域的なニーズを踏まえ、その可能性だとか、必要性についてですね、調査しながら、道教委の方にもですね、相談して参りたいと思いますので、ご理解願います。

（議長）
いいですか。「飯田議員」。

「飯田議員」
簡潔に。やっぱりですね、この今のスマホ、携帯の持ち込みは、これ都市部を対象にして、要するにそのＧＰＳですか。行方不明になる子供さんを防止するためのそういう持ち込み禁止を解除するんですから、やっぱり地方なら、これやっぱり持ち込ませるべきじゃないと思うんです。是非ですね、課長、そういう部分も含めまして、学校と協議をして頂きたいというふうに思ってます。

それから、今のですね、高等養護学校の私は分校という表現使いましたけれども、実際に私の周りでですね、今年、そういうやっぱり高等養護に進学する子供さんがおりました。だた、今金でありますと寄宿舎があるから、子供１人で行けるんですけれども、例えば、北斗、寄宿舎が無い学校、高等養護結構あるんですね。そうしますと結果的にですね、親御さんが江差を離れて子供達と一緒に行かなきゃないと、そういう現実がある訳でなんですよ。ですからやっぱりですね、やっぱりそういう卒業生の人数含めましてですね、増えて行く訳ですから、やっぱりきちんとその辺調査してですね、やっぱり道教委の方に、檜山南部の方に高等養護学校分校の必要性をやっぱりきちんとやっぱりデーターを含めて、やっぱり要請して行く必要があると思いますよ。その辺、併せまして、ちょっと、もう一度答弁願いたいと思います。

（議長）
誰、答弁するの。
「学校教育課長」。

「学校教育課長」
議員おっしゃるとおり、スマホ、携帯の部分については、私共もそう思っておりますので、その様な形にして行きたいなというふうに思っています。

（議長）
いいですか。
「教育長」。

「教育長」
特別、特別支援の関係でございますけども。これにつきましては、今、飯議員おっしゃったとおり、基本的には特別支援学校につきましてはですね、公立支援学校配置計画、道教委のですね、この中でですね、計画されるものだと思いますけども、本当に今金高等養護学校につきましては寄宿舎がございますけども、例えば、函館、北斗市の出来ました養護学校等

を進学した場合ですね、親御さんと一緒にですね、行かなければ通学出来ないというふうな実態もございますので、その辺りも含めてですね、地域的ニーズをしっかり調査しながらですね、必要性についてですね、押えて行きたいと思いますので、ご理解願います。

（議長）
いいですか。
はい、他に質疑希望ありませんので、教育委員会、学校教育課、社会教育課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終ります。
１時１５分迄、休憩致します。

（暫時休憩中）

（議長）
休憩前に引き続き、会議を再開致します。
平成３１年度江差町各会計予算並びに関連議案についての質疑はすべて終了致しましたので、これから質疑の終了した各議案について、討論・採決を行います。
討論・採決は条例先議であります。
まず、日程第２、議案第１５号、江差町財政調整基金の処分について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１５号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第１５号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第３、議案第１８号、消費税改正に伴う関係条例の整理条例の制定について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１８号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第１８号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第４、議案第１９号、江差町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１９号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第１９号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第５、議案第２０号、江差町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２０号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第２０号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第６、議案第２１号、江差町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２１号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第２１号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第７、議案第２３号、江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２３号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第２３号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第８、議案第２４号、指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２４号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第２４号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第９、議案第２５号、指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２５号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第２５号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第１０、議案第２６号、指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２６号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第２６号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第１１、議案第２７号、指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２７号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。
よって、議案第２７号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
ここで、暫時休憩致します。

（暫時休憩中）

（副議長）
休憩を閉じて、再開します。

（副議長）
次に、日程第１２、議案第２８号、指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

（副議長）
お諮り致します。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございますか。

（「異議なし」の声）

（副議長）
異議なしと認め、直ちに採決します。
議案第２８号について、原案の賛成の方の挙手を求めます。

（副議長）
挙手全員です。
よって、議案第２８号については、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

（暫時休憩中）

（議長）
それでは、休憩を閉じて、再開致します。
次に、日程第１３、議案第２９号、指定管理者の指定について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２９号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第２９号について、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第１４、議案第６号、平成３１年度江差町一般会計予算について、討論・採決を行います。

（議長）
まず、原案に反対者の討論を許します。討論希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）
討論希望、なしと認めます。
次に、原案に賛成の討論を許します。討論希望ありませんか。

「西海谷議員」
議長。

（議長）
「西海谷議員」。

「西海谷議員」（賛成討論）
ただ今、上程されました、平成３１年第１回江差町議会定例会における、議案第６号、平成３１年度江差町一般会計予算について、賛成の立場から討論させて頂きます。
本年は、４月３０日に天皇陛下の退位にともない、皇太子様が新天皇に即位され、新元号がスタートするという国としても大きな節目の年となります。江差町におきましても、照井町政２期目、４年目の実質的なスタートとなる大事な節目となる年となります。町長の執行方針にもありましたが、不幸ゼロのまち実現、戦略的なまちづくりの推進、活力と賑わいのあるまちづくりの推進、町民と共に歩む役場作り、という４つの大きな指標を掲げ、これを

着実に実行するため、第６次江差町総合計画、江差町まち、ひと、しごと創生総合戦略、江差町都市計画マスタープランに沿った、事務事業の執行に向けた、総体的な姿勢を評価するものでございます。個別には第１として、町長が早くから推進しております、北の江の島構想による、鴎島周辺を観光や賑わいの拠点とした事業がスタートする事となります。有形無形の歴史文化、町並みや鴎島の美しい景観など、江差町には多くの観光客を魅了する素材が存在します。照井町政１期目で取り組んで来た日本で最も美しい村連合や、日本遺産といった江差町のブランド化が進められて来ましたが、次はこれを活かしつつ、一般社団法人北海道江差観光みらい機構が母体となり、関係団体と連携した観光振興に努め、観光産業の発展と更には、地域経済の活性化に寄与する事など、おおいに期待をするものであります。

第２に、農林水産業を中心とした一次産業の振興です。農業においては、昨年度から始まった多面的機能支払交付金事業により、農業地域や施設の維持管理に大きな役割を果たしております。また、不振が続く回遊性資源に頼らない漁業振興を目指す取り組みに対しても、期待をしている所でございます。農漁業、機器の購入や、共済漁船保険掛け金への支援の継続についても、農漁業の安定経営に大きく基をしております。

第３に、不幸ゼロの実現に向けた、共に支え合う地域づくりでは、地域医療のシステムの維持や緊急医療の確保支援、育児や高齢者福祉支援の充実に努めています。また、本年、開設予定の社会福祉法人雄心会が運営する養護老人ホームの施設整備への支援は、大きな財政支出となっておりますが、老朽化していった町営の旧老人ホームの運営という懸案解決への大きな決断であります。

第４に、地域未来を担う人づくりに関連し、長年の課題であった江差北中学校の屋根等の補修についても大きな財政支出となりますが、児童生徒の安心、安全な学べる環境づくりに寄与するものと評価致します。予算総体と致しましては、基金を３億１千万円取り崩す、大変厳しいものとなっておりますが、江差町が長年抱えていた諸課題の解決や不幸ゼロのまちの実現、戦略的なまちづくりの推進、活力と賑わいのあるまちづくりの推進、町民と共に歩む役場づくりという、４つの大きな指標に向けた予算内容であると評価致します。

また、照井町政２期目の船出となる、予算内容におおいに期待を申し上げ、平成３１年度江差町一般会計予算について私の賛成の立場での討論とさせて頂きます。

（議長）

他に討論希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）

討論希望なしと認め、直ちに採決致します。

この採決は起立によって行います。

議案第６号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（議長）
起立、よって、ちょっと待って。起立全員であります。
よって、議案第６号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
すいません。
次に、日程第１５、議案第２２号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

（議長）
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第２２号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第２２号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第１６、議案第７号、平成３１年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論・採決を行います。

（議長）
討論希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）
討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第７号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。

よって、議案第７号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第１７、議案第８号、平成３１年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

(｢なし｣の声)

（議長）
討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第８号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案８号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第１８、議案第９号、平成３１年度江差町介護保険特別会計予算について、討論・採決を行います。

（議長）
討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

（議長）
討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第９号について、原案に賛成の方の挙手を求めます

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第９号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第１９、議案第１０号、平成３１年度江差町公共下水道事特別会計予算について、討論・採決を行います。

（議長）

討論希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）
討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１０号について、原案に賛成の方の挙手を求めます

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第１０号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第２０、議案第１１号、平成３１年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）
なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１１号については、原案について、賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第１１号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第２１、議案第１２号、平成３１年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）
討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１２号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。

よって、議案第１２号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第２２、議案第１３号、平成３１年度江差町奨学金特別会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）
討論希望なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１３号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって議案第１３号については、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第２３、議案第１４号、平成３１年度江差町水道事業会計予算について、討論・採決を行います。討論希望ございませんか。

（「なし」の声）

（議長）
なしと認め、直ちに採決致します。
議案第１４号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、議案第１４号について、原案のとおり可決されました。

（議長）
次に、日程第２４、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町　長」
議長。

（議長）
「町　長」。

「町　長」（提案説明）
諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、檜山郡江差町字愛宕町４９番地１、植木やす子氏、昭和２４年6月１日生まれ、６６歳を推薦する事につきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。
ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由の説明が終わりました。
お諮りします。
ただ今、議題となりました諮問第１号については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（｢異議なし｣の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、江差町字愛宕町４９番地の１、植木やす子氏、昭和２７年6月１日生まれ、６６歳を人権擁護委員候補者として、適任である旨の意見を添えて、答申する事に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、諮問第１号については、原案のとおり答申することに決定致しました。

（議長）
次に、日程第２５、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。

（議長）
提案理由の説明を求めます。

「町長」
議長。

（議長）
「町　長」。

「町　長」（提案説明）
諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。
任期満了に伴う人権擁護委員候補者として、檜山郡江差町字本町２７１番地、松村直人氏、昭和４５年３月１９日生まれ、４８歳を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。
ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

（議長）
以上で、提案理由が終わりました。
お諮りします。
ただいま議題となりました諮問第２号については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、江差町字本町２７１番地、松村直人氏、昭和４５年３月１９日生まれ、４８歳を人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手全員であります。
よって、諮問第２号については、原案のとおり答申することに決定致しました。

（議長）
次に、日程２６、発議第１号、全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出についてを議題と致します。

（議長）
お諮りします。
本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。発議第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手少数であります。
よって第１号は、否決されました。

（議長）
次に、日程第２７、発議第２号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の提出についてを議題と致します。

（議長）
お諮りします。
本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手少数であります。
よって、発議第２号については、否決されました。

（議長）
次に、日程２８、発議第３号、妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書の提出についてを議題と致します。

（議長）
お諮りします。
本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手多数であります。
よって、発議第３号については、原案のとおり決しました。

（議長）
次に、日程第２９、発議第４号、農林水産物・食品輸出力強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

（議長）
お諮りします。
本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第４号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手多数であります。
よって、発議第４号については、原案のとおり決しました。

（議長）
次に、日程第３０、発議第５号、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書の提出を議題と致します。

（議長）
お諮りします。
本案についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、直ちに採決致します。
発議第５号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（議長）
挙手多数であります。
よって、発議第５号については、原案のとおり決しました。

（議長）
日程第３１、発議第６号、北海道指定有形民俗文化財横山家の現状に関する事務調査についてを議題と致します。

（議長）
ただ今、議題となりました、発議第６号、会議規則第３９条の規定により、所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とする事に決定致しました。

（議長）
以上で、今定例会に付議された案件は、すべて議了致しました。
従いまして、議会規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）
異議なしと認め、従いまして、今定例会は、本日で閉会することと決定致しました。
これで会議を閉じます。

（議長）
平成３１年第１回江差町議会定例会を閉会致します。

大変、皆さん、ご苦労様でした。
協力、ありがとうございました。

閉　会　１３：４７

地方自治法第１２９条第２項の規定により署名する。

北 海 道 檜 山 郡 江 差 町 議 会

議　　長

署名議員

署名議員